

## 令和7年度 那覇市奨学生募集要項【令和8年度進学予定者対象】

那覇市では、次のとおり奨学生の募集をします。

### 1 目的

成績優秀で修学する意欲があるにもかかわらず経済的な理由で大学等への進学が困難な者に対し、奨学金を給付することで高等教育進学を提供し、もって、なはの子ども達が誇りを持って学び未来を切り拓く支援とすることを目的とする。

### 2 採用人数及び奨学金の内容

- (1) 採用人数 15人程度（予算の範囲内）
- (2) 奨学金の内容 原則、返済を要しないものとする。

| 種類  | 対象とする経費               | 給付額                                 |
|-----|-----------------------|-------------------------------------|
| 入学金 | 大学等の入学金(1回限り)         | 入学金の実費相当額で282,000円を上限とする。           |
| 授業料 | 大学等への校納金のうち授業料に相当する経費 | 授業料に相当する経費の実費相当額で各年次720,000円を上限とする。 |
| 施設費 | 大学等への校納金のうち施設費に相当する経費 | 施設費に相当する経費の実費相当額で各年次200,000円を上限とする。 |

### 3 奨学生の要件

次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 沖縄県内にある大学等(注1)へ進学する者
- (2) 学業成績が優秀であると認められる者(注2)
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められる者(注3)
- (4) 認定申請を行う年度の1月1日を基準に、保護者が本市に3年以上引き続き住所を有している者(注4)
- (5) 日本国籍を有している者又は日本に在留する資格を有している者(注5)

### 4 応募資格

上記「3. 奨学生の要件」を満たし、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校等に在籍し、認定申請する年度内に卒業予定の者(注6)
- (2) 高等学校卒業程度認定試験に合格後1年以内の者で大学等に入学していない者

### 5 奨学生認定申請の手続

奨学生の認定を受けようとする者は、次の書類を準備し提出すること。

- (1) 奨学生認定申請書(第1号様式)
- (2) 奨学生認定申請者調書(第2号様式)
- (3) 高等学校等における第1学年から申請時までの学業成績証明書又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類
- (4) 申請者と同一生計内の全員の住民票謄本(※特別申請・住民年月日記載必要)

- (5) 申請者と同一生計内の 18 歳未満の者を除く全員分の市町村が発行する令和 7 年度所得証明書の原本（令和 6 年分の収入・控除・税額の記載があるもの ※全項目）

※(2) 及び(3)については、在籍する高等学校等で作成してもらい、厳封したもの。

※平成 19 年 7 月 1 日以前に生まれた方は所得証明書が必要となります。

※各証明書類は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものとする。

※申請書等の様式是那覇市ホームページ(教育委員会生涯学習課)からダウンロードできます。

※状況を確認するため、他に証明書の提出を求める場合があります。

## 6 書類の提出

### (1) 提出期間

令和 7 年 7 月 15 日(火)～令和 7 年 8 月 1 日(金)

平日（月～金）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午～午後 1 時を除く）

※最終日午後 5 時必着（郵送含む）。

### (2) 提出先

那覇市教育委員会 生涯学習課 那覇市泉崎 1－1－1（那覇市役所 10 階）

電話 917-3502 FAX 917-3521

### (3) 提出方法

直接持参（書留郵送可） ※申請書の内容について必要に応じて電話による問い合わせあり。

## 7 奨学生候補者選考

- (1) 奨学生の認定申請をした者のうち書類審査の成績上位の者について面接を行う。

- (2) 面接を受けた者から奨学生候補者を那覇市奨学生選考委員会で選考する。

- (3) 奨学生認定申請をした本人へ選考結果を通知する。

## 8 奨学生の認定および給付の流れ

奨学生候補者が大学等に合格したことを確認した後、奨学生として認定する。奨学生の進学先の授業料等の経費に応じて奨学金の給付を行う。

### <奨学金の給付の流れ>



- ① 大学等から入学金や授業料の納入依頼（納付書）が届く。

- ② 那覇市へ奨学金の給付申請を行う。

- ③ 那覇市から奨学生の口座に奨学金を振込む。

- ④ 大学等へ授業料等を納入する。

- ⑤ 進学先（銀行）が発行する領収書を受け取る。

- ⑥ 那覇市へ実績報告書と領収書の写しを提出する。

- ⑦ 那覇市は奨学金の執行状況を確認し、精算及び額の確定を行う。
- ⑧ 進学先から還付があれば、那覇市へ返還する。

## 9 更新手続きおよび給付の停止、奨学生の認定取消し

進学後、毎年、奨学生の要件に該当しているか確認するため、書類審査を行う。要件に該当しない場合は給付の停止、奨学生の認定取消しとなる場合がある。なお、認定取消しを受けた者は奨学金の損害賠償請求をすることはできない。

（提出書類）以下が詳細となるが、適宜、必要に応じて書類の提出を行う。

- ・ 6 月頃（在学証明書、住民票謄本、当該年度発行の所得証明書）
- ・ 3 月頃（年間成績証明書）

## 10 国の支援制度との併用

令和 2 年 4 月から国の高等教育修学支援新制度が実施され、世帯の収入に応じて、授業料等の減免を受けることができます。

国の支援制度（日本学生支援機構 JASSO）により減免された入学金・授業料相当額の内、本人負担分が那覇市奨学金として給付の対象となります。

（国の支援）

|                           |           |           |            |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|
| 入学金・授業料<br>全額免除<br>（上限あり） | 本人負担      | 本人負担      | 本人負担       |
|                           | 3 分の 2 減額 | 3 分の 1 減額 | 4 分の 1 減額等 |

（市の支援）

本人負担分を那覇市奨学金として給付（入学金上限：282,000 円、授業料上限 720,000 円、施設費上限 200,000 円）。

### 注 1 「大学等」について

（1）学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する次のものをいう。

- ① 大学の学部
- ② 短期大学の学科
- ③ 高等専門学校の第 4 学年及び第 5 学年
- ④ 専修学校の専門課程

（2）職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 16 条に規定する職業能力開発大学校

### 注 2 「学業成績が優秀であると認められる者」について

第 1 学年から申請時までの高等学校等における学習成績の評定平均値が 5 段階評価で

4.3 以上あること（小数点以下第 2 位を四捨五入）。

### 注 3 「経済的理由により修学が困難と認められる者」について

- (1) 生活保護を受けている世帯に属する者
- (2) 生計を一つにする者(18 歳未満の者を除く)全員が、市町村民税の非課税の措置を受けた者及び市町村民税の均等割のみ課税された者
- (3) 前年度又は今年度に生活保護の停止又は廃止の措置を受けた世帯に属する者
- (4) 世帯収入が生活保護基準額に 1.3 を乗じた額以内となる世帯に属する者。なお、世帯収入の算出にあたり、奨学生本人及び同一生計内の兄弟姉妹の収入については、市町村民税の所得割が課税された場合にのみ世帯収入へ加えることとする。

#### ※注 3 (4) に該当する世帯の目安

| 世帯  | 家 族 構 成               | 総収入額     |
|-----|-----------------------|----------|
| 2 人 | 親 1 人・高校生 1 人         | 2 0 8 万円 |
| 3 人 | 親 1 人・高校生 1 人・中学生 1 人 | 2 9 1 万円 |
| 3 人 | 両親・高校生 1 人            | 2 7 2 万円 |
| 4 人 | 両親・高校生 1 人・中学生 1 人    | 3 5 0 万円 |

※左記の総収入額は大体の目安です。世帯構成や家族の年齢などにより金額が異なります。

ここでの収入とは、以下の算式で算出した額をいいます。

|        |   |                     |   |                     |
|--------|---|---------------------|---|---------------------|
| 収<br>入 | = | 所得税法上の所得の合算額        | - | 所得控除                |
|        |   | (給与及び公的年金等については収入額) |   | (社会保険料、生命保険料、地震保険料) |

### 注 4 「保護者が本市に 3 年以上引き続き住所を有している者」について

- (1) 令和 8 年 1 月 1 日を基準に、保護者が本市に 3 年以上住所を有していること
- (2) 認定後も引き続き、保護者が本市に住所を有すること

### 注 5 「日本に在留する資格を有している者」について

- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 3 条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の永住者、日本人の配偶者等若しくは永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者、若しくは同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると認められる者

### 注 6 「高等学校等」について

- (1) 高等学校(専攻科および別科を除く)
- (2) 中等教育学校の後期課程(専攻科および別科を除く)
- (3) 特別支援学校の高等部
- (4) 高等専門学校(第 1 学年から第 3 学年まで)
- (5) 専修学校の高等課程